

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 3 月 9 日

金 曜 日

第 4324 号

目 次

公安委員会規則

- 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則 2
- 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の 3 の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 5
- 指定居宅介護支援事業者の指定 7
- 指定管理者の指定

規 則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 3 月 9 日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第 1 号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
別記様式第 5 号の別紙を次のように改める。

別紙

- 1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月9日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく指定医の指定に関する規則（平成21年富山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月9日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則(平成21年富山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
-------------------------------------	---------------------------------------

を

介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
--	---------------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第97号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		有限会社ひまわり
サービスの種類		居宅療養管理指導
事業所	名称	サエラ薬局 黒部店
	所在地	富山県黒部市三日市1074
	介護保険事業所番号	1640740146
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第98号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		株式会社サエラ
サービスの種類		居宅療養管理指導
事業所	名称	サエラ薬局 新湊店
	所在地	富山県射水市鏡宮109
	介護保険事業所番号	1641940281
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第99号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		有限会社たんぽぽ
サービスの種類		居宅療養管理指導
事業所	名称	すみれ薬局 魚津店
	所在地	富山県魚津市吉島字中川原8-3
	介護保険事業所番号	1640440226
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第100号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		有限会社ひまわり
サービスの種類		介護予防居宅療養管理指導
事業所	名称	サエラ薬局 黒部店
	所在地	富山県黒部市三日市1074
	介護保険事業所番号	1640740146
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第101号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		株式会社サエラ
サービスの種類		介護予防居宅療養管理指導
事業所	名称	サエラ薬局 新湊店
	所在地	富山県射水市鏡宮109
	介護保険事業所番号	1641940281
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第102号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		有限会社たんぽぽ
サービスの種類		介護予防居宅療養管理指導
事業所	名称	すみれ薬局 魚津店
	所在地	富山県魚津市吉島字中川原8-3
	介護保険事業所番号	1640440226
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月20日

富山県告示第103号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670900602	
指定年月日	平成30年3月1日	
申請者	名称	医療法人社団 にしの会
事業所	所在地	富山県小矢部市本町3番38号
	名称	おやべりハビリケアプランセンター
サービスの種類	居宅介護支援	

富山県告示第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第12条の規定により告示する。

平成30年3月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター 富山市下飯野36番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

